

湖北環境衛生組合からの土浦市の脱退について

1 内容

土浦市が令和3年3月31日で、組合から脱退し、令和3年4月1日から組合を石岡市、かすみがうら市及び小美玉市をもって組織する。

(これまで同組合で処理してきた土浦市新治地区分のし尿について建設中の土浦市汚泥再生処理センターで処理することとするもの)

2 スケジュール

令和2年9月	<p>事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成市首長まで事前の意思決定 ・脱退後の運営費等 ・財産処分 ・職員の引受け
12月	<p>構成市議会の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成市による規約変更
	<p>構成市首長間の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成市長による協議書の締結
令和3年1月	<p>茨城県知事への許可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更許可申請 ・協議書の送付

3 規約の変更案等

次頁以降のとおり。

石岡市議会とかすみがうら市議会及び小美玉市議
会に提案する議案

議案第●●号

湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
湖北環境衛生組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，令和3年3月31日をもって湖北環境衛生組合から土浦市が脱退し，湖北環境衛生組合同規約（昭和43年地指令第176号）の一部を変更することについて，同法第290条の規定により，議会の議決を求める。

令和2年●●月●●日提出

石岡市長	谷 島 洋 司
かすみがうら市長	坪 井 透
小美玉市長	島 田 穰 一

湖北環境衛生組合同規約の一部を変更する規約

湖北環境衛生組合同規約（昭和43年地指令第176号）の一部を次のように改正する。

第2条中「土浦市」を削る。

第3条第2項中「，土浦市に係るものについては，旧新治村の区域（平成18年2月19日現在の新治村の区域をいう。）を対象とし」を削る。

第5条第1項中「16名」を「14名」に改め，「土浦市 2名」を削る。

附則

この規約は，令和3年4月1日から施行する。

提案理由（案）

組合を組織する地方公共団体のうち土浦市が令和3年3月31日をもって組合から脱退し，令和3年4月1日から組合を石岡市，かすみがうら市及び小美玉市をもって組織することとし，当組合において規約の一部変更の必要が生じたため，地方自治法第290条の規定により本案を提出するものである。

議会に提案する議案の新旧対照表

新 旧 対 照 表

令和2年●月●日提出

変更前	変更後
<p>(組合の名称) 第2条 組合は次の市をもつて組織する。 <u>石岡市 かすみがうら市 土浦市 小美玉市</u></p> <p>(組合の共同処理する事務) 第3条 (略) 2 前項に掲げる事務のうち、<u>土浦市に係るものについては、旧新治村の区域(平成18年2月19日現在の新治村の区域をいう。)</u>を対象とし、小美玉市に係るものについては、旧玉里村及び旧小川町の区域(平成18年3月26日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。)を対象とする。</p> <p>(議会の組織) 第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>16名</u>とし関係市の定数は次のとおりとする。 <u>石岡市 7名 かすみがうら市 4名</u> <u>土浦市 2名 小美玉市 3名</u></p>	<p>(組合の名称) 第2条 組合は次の市をもつて組織する。 <u>石岡市 かすみがうら市 小美玉市</u></p> <p>(組合の共同処理する事務) 第3条 (略) 2 前項に掲げる事務のうち、小美玉市に係るものについては、旧玉里村及び旧小川町の区域(平成18年3月26日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。)を対象とする。</p> <p>(議会の組織) 第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>14名</u>とし関係市の定数は次のとおりとする。 <u>石岡市 7名 かすみがうら市 4名</u> <u>小美玉市 3名</u></p> <p><u>附則</u> <u>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

土浦市脱退に伴う事務事業協定書案

土浦市の脱退に伴う湖北環境衛生組合事務事業に関する協定書

令和3年3月31日をもって土浦市が湖北環境衛生組合を脱退することに伴い、次のとおり協定を締結する。

- 1 財産に関する事項
組合の財産は、土浦市の脱退に関わらず、組合に帰属する。
- 2 公用文書に関する事項
湖北環境衛生組合（以下「組合」という。）が保有するし尿処理事務に関する文書は、組合に帰属する。
- 3 費用負担に関する事項
土浦市が組合から脱退した後の費用について、土浦市は一切費用を負担しない。
- 4 疑義等の協議に関する事項
この協定について疑義が生じたとき、又は本協定書に記載のない事項については、組合及び構成市がその都度協議の上、決定する。

令和●年●月●日

石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市長

谷 島 洋 司

かすみがうら市上土田461

かすみがうら市長

坪 井 透

小美玉市堅倉835

小美玉市長

島 田 穰 一

土浦市大和町9番1号

土浦市長

安 藤 真 理 子